

Title	13、14世紀のアラゴン連合王国における中央統治制度 ：アラゴンとカタルーニャの事例を中心に
Author(s)	中嶋, 耕大
Citation	Estudios Hispánicos. 2014, 38, p. 113-129
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/98019
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

13、14世紀のアラゴン連合王国における中央統治制度

—アラゴンとカタルーニャの事例を中心に—

中嶋耕大

0. はじめに

中世から近世にかけてのアラゴン連合王国においては強権的な君主制が成立せず、連合王国を構成する各国（アラゴン、カタルーニャ、バレンシア）における君主と王国との関係は、一般に統治協約制（*pactismo/pactisme*）¹と称されている。これは「国王と諸身分の間に合意が存在する場合にのみ法の制定改廃が可能である」とする政治理論、すなわち統治協約説が実際の政治制度として結実しているとみなされているためである²。

統治協約制が成立したのは、1283年にアラゴンとカタルーニャの身分制議会（*Cortes /Corts*）において、それぞれ「アラゴン統一特権（*Privilegio General*）」、「1283年法令（*Constitució de 1283*）」が国王ペドロ3世³（在位1276-85年）から付与され、諸身分が、国王による既存の法・特権・慣習の遵守、立法に際する諸身分の承認権、身分制議会の年次開催⁴の確約を獲得した時点とされている⁵。このことにより、国王による独断的な立法が制限

1 本稿では、アラゴン、カタルーニャ両国に関係する事柄を原語表記する場合には、原則的にスペイン語、カタルーニャ語を併記した。

2 Bolòs, Jordi: *Diccionari de la Catalunya medieval (ss. VI-XV)*, Barcelona, 2000, p. 193.

3 アラゴン王ペドロ3世は、バルセロナ伯としてはペラ2世、バレンシア王としてはペラ1世であるが、本稿ではアラゴン連合王国の国王に言及する場合には、アラゴン王としての名称を用いることとする。

4 身分制議会の年次開催は、アラゴンでは1307年に隔年開催、カタルーニャでは1301年に三年に一度の開催と改められた。しかしながら、国王が所定の間隔で身分制議会を招集することは稀であった。足立孝：「第五章 アラゴン連合王国」、関哲行他編：『世界歴史体系 スペイン史1—古代～近世』，山川出版社，2008，p. 222。

5 Bolòs: *Diccionari de la Catalunya...*, p. 193; Iglesia, Aquilino: “La Constitució de 1283”, *L’Avenç*, 74, 1984, pp. 46-47. アラゴンで諸身分の立法承認権に明確な法規定が与えられるのは、1301年のサラゴサの身分制議会においてである。Lalinde Abadía, Jesús: “El pactismo en los reinos de Aragón y de Valencia”, *El Pactismo en la Historia de España*, Madrid, 1980, p. 122.

されたが⁶、加えて、身分制議会が獲得した立法承認権は諸身分の既得権に関する変更にも及び、聖俗領主領および王領都市への課税についても身分制議会の承認が必要とされた⁷。また、身分制議会において課税承認を得るには、その見返りとして諸身分に有利な法の制定や特権あるいは税收受領権の付与が不可欠となった⁸。さらに、臨時特別税の課税期限や総額、使用目的などの詳細が身分制議会において審議、決定され、諸身分の代表者からなる組織がその徴収を担うこととなった⁹。この組織は14世期後半、カスティーリャ王国との戦争(1356-75年)に際して、国王ペドロ4世(在位1336-87年)が臨時特別課税を身分制議会に恒常的に要請したことにより身分制議会常設代表部(Diputación del General/Diputació del General)となった¹⁰。なかでも、アラゴンとカタルーニャの身分制議会常設代表部は臨時特別税の徴収管理のみならず、国王や国王役人による自国の法・慣習・特権に対する侵害行

-
- 6 王令については、国王の独断で公布可能であったが、国王と諸身分の合意によって制定された法が王令に優先するとされた。Vallet de Goytisolo, Juan: “Valor jurídico de las leyes paccionadas en el Principado de Cataluña”, *El Pactismo en la Historia de España*, Madrid, 1980, pp. 84-110.
- 7 Bolós: *Diccionari de la Catalunya...*, p. 193; Sánchez, Manuel, Furió, Antoni y Sesma Muñoz, Ángel: “Old and New Forms of Taxation in the Crown of Aragon (13th-14th Centuries)”, *La fiscalità nell'economia europea, secc. XIII-XVIII*, Firenze (Italia), 2008, I, p. 104. 統治協約制の成立に伴う国王課税権の制限は、王権にとって大きな痛手であった。13世紀初頭の時点では、僅少な国王資産(patrimonio real/patrimoni reial)から得られる収入のみが国王の通常収入であり、王権は歳出を賄うことができず多額の負債を抱えていた。13世紀にはハイメ1世、ペドロ3世によって国王財政の財源強化が企図されたが、諸身分の反発を受けて実現に至らなかった。そのため、13世紀末には、連合王国の王権は臨時特別課税の承認を身分制議会に要請せざるを得なくなったのである。VanLandingham, Marta: *Transforming the State. King, Court and Political Culture in the Realms of Aragon (1213-1387)*, Leiden (The Netherlands), 2002, pp. 120-125; Sabaté i Curull, Flocel: “Corona de Aragón”, *La época medieval: administración y gobierno*, Madrid, 2003, pp. 339-344.
- 8 Bolós: *Diccionari de la Catalunya...*, p. 193; 例えば、1300年のバルセロナの身分制議会では、臨時特別課税の承認と引き換えに、国王ハイメ2世は貴族と王領都市に平和維持税(bovatge)、牧草地使用税(herbatge)の受領権を与えている。Sesma Muñoz, José Ángel: “Las transformaciones de la fiscalidad real en la Baja Edad Media”, *XV Congreso de Historia de la Corona de Aragón. El poder real en la Corona de Aragón: (siglos XIV-XVI)*, tomo I, Zaragoza, 1996, pp. 254.
- 9 Sánchez, Furió y Sesma: “Old and New Forms...”, pp. 104-106. この点が、身分制議会に依らない全国課税制度を確立していくフランスやカスティーリャの王権との最大の違いであり、アラゴン連合王国における王権の脆弱性と統治協約制の発展の主たる原因とされている。この点については、Sabaté: “Corona de Aragón”, pp. 339-344; Sesma: “Las transformaciones...”, pp. 252-257も参照されたい。
- 10 カタルーニャでは1359年のサルベラの身分制議会、アラゴンとバレンシアでは1362-63年のモンソンの合同身分制議会において、身分制議会常設代表部の設置が国王から認められた。身分制議会常設代表部は臨時特別税の徴収完了後に解散するとされていたが、臨時特別課税の要請が恒常化したため解散されることはなかった。Sabaté i Curull, Flocel: “Segona part. Catalunya Medieval”, *Història de Catalunya*, II, Barcelona, 2006, pp. 364-366; “Corona de Aragón”, pp. 343-344.

為を弾劾する権限を獲得するなど¹¹、王権に対抗する事実上の統治府となった¹²。この点について、ゴンサレス・アントンは「王権の政治的敗北の最も明確な象徴の一つが身分制議会常設代表部の誕生である」との見解を述べている¹³。

しかしながら、統治協約制が成立、発展を遂げていくのと同じ時期、とくに13世紀末から14世紀半ばにかけて、ヴァンランディングハムがそこに近代官僚制の胚胎を見出すように¹⁴、中央集権を目指す王権によって中央統治制度の整備が企図されたのも事実であった。本稿は、統治協約制の発展と中央統治制度の整備という一見矛盾した状況にある当時のアラゴン連合王国の王権と政治制度について理解を深めるため、13世紀後半から14世紀前半、とくにペドロ3世期の統治機構を扱ったヴァンランディングハムと13世紀から15世紀の統治機構全般を扱ったサバターの研究を主軸としつつ¹⁵、その他の研究成果¹⁶を踏まえながら、13、14世紀の中央統治制度の整備について、連合王国成立以来の構成国であるアラゴンとカタルーニャを中心に整理するものである¹⁷。もともと、中央統治制度に関する個別的な専門研究がまだまだ少なく、個々の制度自体や中央統治制度の全体像を把握するに十分な研究成果が出揃っていないのが現状であり、本稿で整理する情報には限界があることをことうわておきたい。

-
- 11 Gay, Josep M.: “La legislació de la Cort i el control de la seva observança”, *L’Avenç*, 74, 1984, pp. 70-71; Navarro Bonilla, Diego: “Historia institucional y génesis documental: la Diputación y el Archivo del Reino de Aragón (siglos XV-XVIII)”, *Historia. Instituciones. Documentos*, 29, 2002, pp. 300-301.
- 12 Sabaté: “Corona de Aragón”, pp. 386-387; 足立孝: 「第五章 アラゴン連合王国」, p. 222. 15世紀以降、アラゴンとカタルーニャの身分制議会常設代表部は、カタルーニャ内戦（1462-72年）、アントニオ・ベレス事件を契機とするアラゴンの蜂起（1591年）など、自国の法・慣習・特権を侵害する王権の行使に対してしばしば公然と反旗を翻すことになる。
- 13 González Antón, Luis: “Sobre “Poder y Sociedad””, *XV Congreso de Historia de la Corona de Aragón. El poder real en la Corona de Aragón : (siglos XIV-XVI)*, tomo I, Zaragoza, 1996, p. 309.
- 14 VanLandingham: *Transforming the State...*, passim.
- 15 VanLandingham: *Transforming the State...*; Sabaté: “Corona de Aragón”, pp. 235-458, esp. pp. 325-413.
- 16 個別的な専門研究としては、主として以下のものが挙げられる。Trenchs, José, Aragón, Antonio María y Conde y Delgado de Molina, Rafael: *Folia. Parisiensia. 1. Las cancellerías de la Corona de Aragón y Mallorca desde Jaime I a la muerte de Juan II*, Zaragoza, 1983; Montagut i Estragués, Tomás de: *El Mestre Racional a la Corona d’Aragó (1283-1419)*, Vol. I, Barcelona, 1987; Tatjer Prat, Maria Teresa: *La Audiencia Real en la Corona de Aragón. Orígenes y primera etapa de su actuación (s. XIII y XIV)*, Barcelona, 2009.
- 17 マジョルカ王国に帰属したルサリョー、クンフラン、サルダーニャの各伯領は本稿では扱わない。

1. 尚書局 (Cancillería/Cancelleria)

文書発行業務を担う尚書局は、ヴァンランディングハムが「統治者の命令作成を助けそれを公布する有能な機関の補佐なくしては、いかなる統治者の声も風に掻き消されるばかりである」¹⁸と述べたように、国王が効率的な統治を実現するのに不可欠な存在であった。アラゴンとカタルーニャの書記集団は、連合王国が成立した1137年以降もそれぞれ西ゴート式とカロリング式という異なる様式に依拠して文書を発行していたが、国王ペドロ2世(在位1196-1213年)の治世に、筆頭国王書記(notarius domini regis)職が宮廷内に設けられ、その統轄下で連合王国の文書発行が統一のおこなわれるようになった。続くハイメ1世(在位1213-76年)の治世の1218年には、主に司教級の聖職者が就任する尚書長(canciller/canceller)職が創設され、王印を管理する書記長(jefe de la Escribanía/cap de la Escrivania)と書記集団からなるヒエラルキーが組織された。これにより、それまで宮廷会議(curia regia)に属していた書記部が、宮廷内の独立的部局となり尚書局が成立した。また、これと同時に文書発行手続きの確立と文書様式の画一化がおこなわれた¹⁹。13世紀後半からは、王権の文字記録に基づく厳密な統治の志向に応じ、尚書局は発行するほぼすべての文書についてその内容を書き留めた記録(文書発行記録)を作成するようになった²⁰。そのため尚書局の業務は増大し、その組織は拡充されていった²¹。ハイメ2世(在位1291-1327年)の治世には、俗人法学者が就任する副尚書長(vicecanciller/vicecanceller)職が設立され²²、書記長職は王印管理書記(notario guarda-sellos/notari tinent los segells)²³

18 VanLandingham: *Transforming the State...*, p. 55.

19 *Ibid.*, pp. 38-39.

20 Sabaté: “Corona de Aragón”, pp. 351-352; VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 17-18 y 40. 文書発行記録は、従来は重要な文書に限って作成されていたが、1257-58年にハイメ1世がシャティバにあるイスラム教徒の製紙所の直接支配を確立し安価な紙の供給を確保したことにより、すべての発行文書についてその発行記録を作成することが可能になった。

21 VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 81-82.

22 副尚書長は、尚書局内のみならず国王顧問会議の議長職、国王法院の裁判長職についても尚書長の代理を務めた。*Ibid.*, p. 57. 国王顧問会議と国王法院における副尚書長の職務については、本稿の「3. 国王顧問会議」、「4. 国王法院」を参照されたい。

23 王印管理書記はペドロ4世の治世に“protonotario guarda-sellos/prothonotari tinent los segells”と呼ばれるようになる。Sevillano Colom, Francisco: “Apuntes para el estudio de la cancellería de Pedro IV el Ceremonioso”, *Anuario de Historia del Derecho Español*, 20, 1950, p. 172, cit. por VanLandingham: *Transforming the State...*, p. 34, Nota 27.

と名称変更されて副尚書長を補佐する尚書局の第三位の役職となった²⁴。また、尚書局幹部組織の拡充に加えて、書記集団内の役職の増設と序列化が進行していった²⁵。例えば、ペドロ3世期には書記集団が国王付書記6名と文書発行記録を作成する発行記録担当書記（*escribano de registro/escrivà de registre*）とに分けられ²⁶、ハイメ2世の治世には高等書記職（*escribano de mandamiento/escrivà de manament*）が設置された²⁷。

尚書長は、文書作成の指示、書記が作成した文書および文書発行記録の認証などをおこなったが、その他に創設当初から、国王顧問会議の主宰および宮廷に持ち込まれた訴訟の裁定（国王法院の設置以降はその裁判長）といった重職を担っていた²⁸。そのため、書記長が尚書長の代理として下僚の書記を統轄し、尚書局の日常的な運営の責任を担っていた²⁹。ペドロ3世治世の書記長ペラ・ダ・サン・クリメントの例に見られるように、その職務は、国王文書作成、文書発行記録作成の監督および文書発行記録の保管、国王文書への王印捺印および国王署名の代筆、文書発行料の徴収、尚書局員の報酬支払い、尚書局業務に関する国王への収支報告、国王書記および公証人の資格試験などであった³⁰。

24 Trenchs, Aragón y Conde: *Folia. Parisiensia. I...*, pp. 43-44; VanLandingham: *Transforming the State...*, p. 57.

25 Sabaté: “Corona de Aragón”, p. 353.

26 Trenchs, Aragón y Conde: *Folia. Parisiensia. I...*, pp. 20 y 29. 国王付書記は、昼夜を問わず国王の文書作成の命に応じるため、交代で国王の身边に付き従った。Trenchs, Josep: *Casa, corte y cancelleria de Pedro el Grande (1276-1285)*, Roma (Italia), 1991, pp. 29-34. 国王付書記はハイメ2世の治世に秘書官（*secretario/secretari*）と名称変更され、国王の私的印章を管理した。Trenchs, Aragón y Conde: *Folia. Parisiensia. I...*, p. 44-45.

27 Sabaté: “Corona de Aragón”, p. 353. また1279年には尚書局内にアラビア語文書部が設立された。Romano, David: “Los hermanos Abermenassé al servicio de Pedro el Grande de Aragón”, *Homenaje a Millás-Vallierosa*, II, Barcelona, 1956, doc. 1, p. 284, cit. por VanLandingham: *Transforming the State...*, p. 79. 尚書局の役職増加と階層化の詳細については、Trenchs, Aragón y Conde: *Folia. Parisiensia. I...*, pp. 17-67に詳しい。

28 VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 42 y 44-46; Trenchs, Aragón y Conde: *Folia. Parisiensia. I...*, pp. 18-19 y 26-27.

29 VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 39 y 55. ハイメ2世の治世以降は、副尚書長が尚書長の代理として尚書局を指揮したが、日常的な運営をおこなったのは書記長を前身とする王印管理書記であった。Trenchs, Aragón y Conde: *Folia. Parisiensia. I...*, pp. 42-44 y 54-58; Sabaté: “Corona de Aragón”, p. 353.

30 VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 58-60.

しかしながら、フアン1世期(在位1387-96年)の1387年に、従来1名であった副尚書長数が3名に増員され、カタルーニャ、アラゴン、バレンシア各国の出身者が自国担当の副尚書長に任命されたことにより³¹、中央統治機構としての尚書局の機能は分権化の傾向を示した。サバテーやタッジェーは、これを王権が連合王国各国の諸身分の圧力に屈した結果であると述べている³²。

2. 国王文書館 (Archivo Real/Arxiu Reial)

13世紀後半以降、尚書局が発行する文書数は増加の一途をたどり、作成される文書発行記録も膨大な数になっていった³³。当然ながら、それらの記録文書を適切に整理分類し保管する必要が生じた。ペドロ3世治世の1278年末以降、従来の年月日順の管理方法が改められ、事柄別の分類管理が開始された³⁴。ハイメ2世の治世には、特権に関する「恩寵記録(Registra gratiarum)」、国王役人の任免に関する「国王役人記録(Registra officialium)」、外交政策に関する「機密あるいは外交記録(Registra secreta vel legationum)」、国王の私文書に関する「国王私印記録(Registra sigilli secreti)」、財政に関する「出納記録(Registra pecuniae)」、「決済記録(Registra solutionum)」、「財産記録(Registra thesaurarii)」などの主要な類型が成立した³⁵。

文書発行記録をはじめとする種々の記録文書は、国王統治権と国王収入の

31 Aragó Cabañas, A. M.: "La escribanía de Juan I", *VIII Congreso de Historia de la Corona de Aragón. La Corona de Aragón en el siglo XIV*, Vol. II-2, Valencia, 1970, p. 270, cit. por Tatjer: *La Audiencia Real...*, p. 80; Trenchs, Aragó y Conde: *Folia. Parisiensia. I...*, p. 56.

32 Sabaté: "Corona de Aragón", p. 353; Tatjer: *La Audiencia Real...*, pp. 80-81. 1387年の副尚書長職の増設については、各国の諸身分の圧力によるものとするサバテー、タッジェーの見解と、文書発行業務の増大に対応するためとするトレンクスとアラゴ(Trenchs, Aragó y Conde: *Folia. Parisiensia. I...*, p. 55) およびその見解に従うヴァンランディングハムの見解(VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 57-58.)の二通りが存在するが、同時期に国王顧問会議、会計検査官など他の中央統治機構が各国の諸身分の圧力に屈して解体・分権化されたことを踏まえると、前者の見解が妥当だと思われる。

33 ハイメ1世治世最後の20年間で作成された文書発行記録は約1万件であったが、ほぼ同数がペドロ3世治世の9年間で作成された。またアルフォンソ3世の治世6年間に作成された文書発行記録は、約6万5千件にも上った。同時代のヨーロッパでこれに比肩する量の文書発行記録を作成していたのは、教皇庁尚書院のみであった。VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 81-82.

34 VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 73-79.

35 Sabaté: "Corona de Aragón", pp. 354-355; Trenchs, Aragó y Conde: *Folia. Parisiensia. I...*, pp. 46-47.

徴収権の証左となる重要書類であった³⁶。それらは、連合王国各地で保管されていたが³⁷、1318年にハイメ2世によりバルセロナの国王文書館に集めるよう命じられ、これにより記録文書の一元的な保管体制が成立した。こうして成立したバルセロナの連合王国国王文書館では、単なる記録文書の保管に留まらずその内容が精査され、国王統治権および国王収入の実態を調査する際に用いられる資料が作成された。1346年には、ペドロ4世により尚書局の発行記録担当書記1名が同文書館の管理を任とする国王文書館員 (*archivero real/ arxiver reial*) に任命された³⁸。

しかしながら、中央統治機能の解体・分権化を求める諸身分の圧力は、バルセロナの連合王国国王文書館にも及んだ。アラゴンについては、1348年にサラゴサの身分制議会において、国王ペドロ4世によりアラゴンに関する記録文書をサラゴサで保管する旨が認められた³⁹。もっとも、これは実行されなかったため⁴⁰、1461年のカラタユーの身分制議会において、アラゴンに関連する記録文書をサラゴサの身分制議会常設代表部の居館で保管することが改めて認められた⁴¹。バレンシアについては、1419年に同王国関連の記録文書を保管する文書館の設置が認められた⁴²。これによりバルセロナの連合王国国王文書館における集中保管体制は崩壊し、記録文書は連合王国各所で分散保管された。

36 Sabaté: "Corona de Aragón", p. 355.

37 主たる保管先はサンタ・マリア・デ・シヘナ修道院、サン・フアン・デ・ラ・ベニャ修道院、サンタス・クレウス修道院などであった。1318年以前の国王の記録文書の保管地については、López Rodríguez, Carlos: "Orígenes del Archivo de la Corona de Aragón, (en tiempos, Archivo Real de Barcelona)", *HISPANIA. Revista Española de Historia*, Vol. 67, núm. 226, 2007, pp. 413-453 に詳しい。

38 Sabaté: "Corona de Aragón", pp. 355-356. その後、国王文書館員には高等書記が任命されるようになった。

39 Conde y Delgado de Molina, Rafael: "Los Archivos Reales o la memoria del poder", *XV Congreso de Historia de la Corona de Aragón. El poder real en la Corona de Aragón : (siglos XIV-XVI)*, tomo II, Zaragoza, 1996, Apéndice II, 1, p. 137.

40 *Ibid.*, p. 126.

41 *Ibid.*, p. 130.

42 *Ibid.*, pp. 129-130.

3. 国王顧問会議 (Consejo Real/Consell Reial)

宮廷内の諮問集団は13世紀以前から存在していたが⁴³、国王の常設諮問機関としての国王顧問会議は、1286年4月にアルフォンソ3世(在位1285-91年)が『ウエスカ王令 *Ordenamiento de Huesca*』のなかで、「国王顧問官は毎日一度、国王の居館で顧問会議を開催する」⁴⁴と規定したことにより正式に発足した⁴⁵。国王顧問会議は、国王もしくは尚書長である人物が議長を務め⁴⁶、中央統治制度の要職である副尚書長、会計検査官 (*maestro racional/mestre racional*)、財務長官 (*tesorero/tresorer*)、国王役人監督官 (*promovedor/promovedor*)⁴⁷、国王家政の統轄者である宮宰 (*mayordomo/majordom*)、侍従長 (*camarlengo/camarlenc*) などによって構成された⁴⁸。常設化された国王顧問会議は連合王国統治の最高統治機関であり⁴⁹、そこでは政治、外交、経済、軍事、行政、司法の分野の統治に関するあらゆる重要事項が評定された⁵⁰。国王顧問会議は理論上連合王国の最高審院でもあったが⁵¹、アラゴン大法官 (*Justicia de Aragón*) が13世紀後半以降、アラゴン内の控訴審を裁定したた

43 Sabaté: “Corona de Aragón”, p. 349.

44 Carreras i Candi, Francesch: “Redreç de la Reyal Casa: ordenaments de Pere “lo Gran” e Anfós “lo Liberal” (segle XIII)”, *Boletín de la Real Academia de Buenas Letras de Barcelona*, Vol. 5, Núm. 35, 1910, III, p. 105.

45 Tatjer Prat, Maria Teresa: “La potestad judicial del rey. El Consejo del rey en su función de administrar justicia (s. XIII y XIV)”, *XV Congreso de Historia de la Corona de Aragón. El poder real en la Corona de Aragón: (siglos XIV-XVI)*, tomo II, Zaragoza, 1996, p. 381. また、同王令は国王が顧問会議を主宰し連合王国の重要事項を評定する日時を火曜と金曜の午前中と定めていた。Carreras: “Redreç de la Reyal Casa...”, III, p. 105.

46 Tatjer: “La potestad judicial...”, p. 382. 尚書長は聖職者であるため、国王顧問会議における裁判で流血裁判権が行使される場合、顧問会議に参加できなかった。その場合は、副尚書長が議長を務めた。Ibid., p. 384.

47 主として地方国王役人の業務を監督する官職。ペドロ4世の治世では騎士2名、法学者2名、計4名の国王役人監督官が存在した。Bolòs: *Diccionari de la Catalunya...*, p. 212.

48 Bofarull y Mascaró, Próspero de (publ.): *Colección de documentos inéditos del Archivo general de la Corona de Aragón* (以下 CODOIN-ACA), tomo V, Barcelona, 1850, p. 186. また国王の血縁者や国王が信頼する高位聖職者、大貴族も国王顧問会議に参加した。Sabaté: “Corona de Aragón”, 349-350.

49 Schwarz, K.: *Aragonische Hofordnungen im 13 und 14. Jahrhundert*, Berlin, 1914, p. 24, cit. por Tatjer: “La potestad judicial...”, p. 380.

50 Abadal y Vinyal, R. M.: *Pere el Cerimoniós i els inicis de la decadència política de Catalunya*, Barcelona, 1970, pp. 79-80, cit. por Tatjer: “La potestad judicial...”, p. 380.

51 Tatjer: “La potestad judicial...”, p. 383.

め⁵²、その管轄権はカタルーニャに限定されていた⁵³。

アラゴンの諸身分は、アラゴン同盟の反乱期の1283年10月、サラゴサの身分制議会において、各身分代表者の国王顧問会議への参加権を国王ペドロ3世に認めさせるなど（アラゴン統一特権第5項）⁵⁴、13世紀末から国王顧問官の人選について繰り返し干渉したが⁵⁵、15世紀には、カタルーニャでも、国王顧問官の任命に際する身分制議会の承認権要求が国王に対してなされるようになった。こうした圧力を背景に、1430年代にはアラゴンとバレンシアに国王代理（*gobernador/governador*）の主宰のもとに開催される顧問会議が設置され、国王顧問会議の中央統治機能が弱体化されることとなった⁵⁶。

4. 国王法院（*Audiencia Real/Audiència Reial*）

他のヨーロッパ諸国の場合と同様に、国王が国の最高裁判権者であるという考えはアラゴン連合王国でも一般的であったが、同時にそれは国王の裁判権に服する者に国王の裁きを求めることを可能にするものであった⁵⁷。したがって、カタルーニャの地方司法官（*veguer*）⁵⁸をはじめとする地方国王役人の判決に対する不服申し立てが宮廷に持ち込まれた⁵⁹。ハイメ1世とペドロ3世の時代には、国王自らが法学者の補佐を受けて訴訟を裁くか、宮廷

52 Sabaté: “Corona de Aragón”, pp. 358-359.

53 1370年代の裁判記録に基づくタッジェーの研究によれば、国王顧問会議は、貴族間の訴訟の第一審、国王委任判事が下した判決に対する不服申し立て、あるいはカタルーニャの国王役人監査役（*judges de taula*）、地方司法官、収税官が下した判決に対する不服申し立てを裁定した。Tatjer: “La potestad judicial...”, p. 385. 国王役人監査役とは、カタルーニャの各地方司法官管区で国王によって任命される役職で、地方国王役人（地方司法官、副地方司法官、収税官、副収税官など）による既存の法・特権・慣習の侵害を弾劾した。Bolós: *Diccionari de la Catalunya...*, p. 153; Gay: “La legislació de la Cort...”, p. 71.

54 González Antón, Luis: *Las Uniones aragonesas y las Cortes del Reino (1283-1301)*, Zaragoza, 1975, II, Privilegio General de Aragón, 5, p. 15. ただし国王顧問会議への諸身分代表者の参加は実現しなかった。Ibid, I, pp. 405-406.

55 Sabaté: “Corona de Aragón”, pp. 350-351. アラゴン同盟が再結成された1347年には、同盟貴族によって国王顧問官の罷免が要求された。González Antón, Luis: *Las Cortes de Aragón*, Zaragoza, 1978, p. 98.

56 Sabaté: “Corona de Aragón”, p. 351.

57 Tatjer: *La Audiencia Real...*, pp. 40-44.

58 主として司法機能を果たした地方国王役人。都市とその周辺領域を管轄域とした。Sabaté i Curull, Flocel: “Poder i territori durant el regnat de Jaume I. Catalunya i Aragó”, *Jaume I: Commemoració del VIII centenari del naixement de Jaume I*, Vol. I, Barcelona, 2011, p. 111.

59 VanLandingham: *Transforming the State...*, p. 85; Sabaté: “Corona de Aragón”, p. 357. また国王は下級審に宮廷への訴訟移送を命じることができた。

判事 (*iudex curiae*)⁶⁰ にその審判を委任していたことが確認される⁶¹。また、ハイメ 2 世期には、1299 年のバルセロナ、1300 年のサラゴサ、1301 年のパレンシアの各身分制議会において、「国王法院審を金曜に (……) 不可能な場合には土曜に開催する」と定められ、宮廷にもたらされた訴訟を聴取、裁定する機関として初めて国王法院の用語が用いられた⁶²。ペドロ 4 世が 1344 年に公布した『宮廷王令集 *Ordeinacions fetes per lo molt alt senyor en Pere terç, rey d'Aragó, sobre lo regiment de tots los oficials de la sua cort*』⁶³ において、国王法院における法廷が、国王 (その不在時には尚書長あるいは副尚書長) を長とし⁶⁴、騎士 3 名、世俗法学者 2 名、教会法学者 1 名、計 6 名の聴訴官 (*oidor/oydor*)⁶⁵ で構成される旨が規定され⁶⁶、これにより名実ともに国王法院が制度として確立された。国王法院は、理論上、国王法院に持ち込まれたすべての訴訟を裁定するものであったが⁶⁷、前述のように、13 世紀後半以降のアラゴンでは、アラゴン大法官が王国内の控訴審を担当したため、国王法院の管轄地域はおおよそカタルーニャに限定されることとなった⁶⁸。

国王法院もまた、中央統治機能の解体・分権化を求める諸身分の圧力に晒

-
- 60 宮廷に仕える法学者であり、王権から委任を受けて訴訟を裁定した。ペドロ 3 世の治世には、11 人の宮廷判事が存在した。Tatjer: *La Audiencia Real...*, p. 88; VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 86-96.
- 61 VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 87-90. 例えば、1265 年にハイメ 1 世は宮廷判事アルベルト・ダ・ラパニアに、アラゴン、カタルーニャ、マジョルカの訴訟を国王に代わって裁定するよう委任している。
- 62 Tatjer: *La Audiencia Real...*, pp. 53-59.
- 63 この『宮廷王令集』は、当時の国王の宮廷制度とその機能を成文化したものとされている。Tatjer: *La Audiencia Real...*, p. 69.
- 64 Tatjer: *La Audiencia Real...*, pp. 97-103. 副尚書長は、国王法院審で流血裁判権が行使される場合などに、尚書長に代わって裁判長を務めた。Sabaté: “Corona de Aragón”, p. 358.
- 65 Bofarull: CODOIN-ACA, tomo V, p. 127.
- 66 Tatjer: *La Audiencia Real...*, pp. 69-70.
- 67 *Ibid.*, p. 162. 国王顧問会議と国王法院それぞれの裁判権の関係については、国王大権と国王個人に関する訴訟を国王顧問会議の管轄とする旨が 1436 年に決定された。しかしながら、13、14 世紀における両者の裁判管轄は明らかにされていない。Sabaté: “Corona de Aragón”, p. 358.
- 68 Sabaté: “Corona de Aragón”, pp. 358-359. 国王法院が実際に裁定したのは、主として、国王委任判事が下した判決、貴族特権および「アラゴン人の権利保障 (*Firma de Derecho*)」に関してアラゴン大法官が下した判決、カタルーニャの地方国王役人が下した判決などに対する不服申し立てであった。Tatjer: *La Audiencia Real...*, pp. 164-172. 「アラゴン人の権利保障」とは、アラゴン大法官が要請に応じて与える個人の権利保障で、要請者の身体、財産、権利を害することを、国王を含むすべての判事に禁じるものであった。Ballesteros y Álava, Pío: *Origen de la Firma de Derecho ante el Justicia de Aragón*, Madrid, 1904, pp. 16-26.

された。例えば、1362年のモンソンの合同身分制議会において、アラゴンに関わる訴訟については、アラゴン出身の聴訴官が訴訟を審議する旨が決定された事実は、各国の分権志向の証左と理解できる⁶⁹。さらに、1387年に連合王国の構成各国を担当する副尚書長職が設けられると、各国の出身者がその職に就き、自国からもたらされた訴訟の裁判長を務めることとなった⁷⁰。こうして国王法院における裁判は、事実上国別に機能することとなった。

5. 中央財務機構（収税長官、財務長官、会計検査院）

アラゴン連合王国の財務機構は、13世紀前半の段階では、国王収入を徴収する目的で連合王国各地に配置された収税官 (baile/batlle)⁷¹ を国王が直接統轄するという簡素なものであった⁷²。しかし、多額の借入金を得るために国王収入の一部に年金設定がなされたうえ、その受益者が売買や譲渡によって複雑化するなど、国王収入の管理が極めて困難になったため⁷³、ペドロ3世は1276年、ユセフ・ラバヤに王室財庫の出納管理および財務全般に関わる監査の任を委ね、モッセ・ラバヤにカタルーニャの収税官、ムサ・デ・ポルテリャとアーロン・アビナフィアにアラゴンの収税官を統轄させるなど、ユダヤ人を登用して中央財務機構の整備と国王収入の増加を企図した⁷⁴。しかしながら、1283-84年に、アラゴンとカタルーニャの諸身分の反発を受けてユダヤ人の登用が困難になると⁷⁵、同王はシチリア王国を範に中央財務機構を改革し、収税長官 (baile general/batlle general)、財務長官および会計検

69 Tatjer: *La Audiencia Real...*, pp. 72-73.

70 *Ibid.*, pp. 80-81; Trenchs, Aragón y Conde: *Folia Parisiensia. I...*, p. 56. 国王法院は15世紀末から16世紀にかけて、連合王国各国に設置されることとなる。

71 王領の都市および村落において、国王収入の徴収にあたった地方国王役人。徴収のほかは国王に属する種々の財産や権利の差配もおこなった。Sabaté: “Corona de Aragón”, p. 407.

72 VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 128-130.

73 *Ibid.*, pp. 126-128.

74 Romano, David: “Los funcionarios judíos de Pedro el Grande de Aragón”, *Boletín de la Real Academia de Buenas Letras de Barcelona*, 33, 1970, pp. 12-20; VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 135-139. アラゴンについては、アーロン・アビナフィアがカタラユー周辺地域の収税官を統轄し、ムサ・デ・ポルテリャが残りの地域の収税官を統轄した。

75 1283年10月のアラゴン統一特権第26項と1284年1月にバルセロナ市に付与された特権によってユダヤ人を国王役人に任命することが禁止された。González Antón: *Las Uniones...*, II, *Privilegio General de Aragón*, 26, pp. 17-18; *Recognoverunt proceres, XCIX, Constitucions y altres drets de Catalunya*, Barcelona, 1704 (reed. 1909), Vol. II, p. 49, cit. por Romano: “Los funcionarios...”, p. 32.

査官の諸職を設けた⁷⁶。

収税長官は、アラゴンとカタルーニャには1名ずつ設置され⁷⁷、それぞれの国内の国王資産 (patrimoni reial/patrimonio real)⁷⁸の保全と拡大を目的とし、収税官の統轄⁷⁹、国王資産の管理をおこない⁸⁰、国王資産の管理に由来する司法的機能⁸¹を果たした⁸²。カタルーニャの収税長官は、カタルーニャ国王資産保全長官 (procurador fiscal de Catalunya) 職を兼任し、地方司法官あるいは収税官が主宰する地方法廷に派遣された国王資産保全官 (procurador fiscal)⁸³の任免権を有していた⁸⁴。もともと、収税長官が回収する国王収入の額は僅かであった⁸⁵。国王収入の多くは、貴族年金 (caballería de honor)⁸⁶や国王役人の報酬、あるいは国王の債務返済手段として譲渡されており⁸⁷、収税長官が回収した国王収入のほとんどは収税長官が裁判長を務める法廷の経費に費やされた⁸⁸。

76 Sabaté: “Corona de Aragón”, p. 371.

77 バレンシアには複数の収税長官が設置された。Sabaté: “Corona de Aragón”, 372.

78 ムンタグットによれば、国王資産とは、公権力、国王大権、領主権、封主権などによって国王に属する権利や財産とそれが生み出す収入の総称とされる。Montagut i Estragués, Tomàs de: “El Baile General de Cataluña (notas para su estudio)”, *Hacienda Pública Española*, 87, 1984, p. 75.

79 収税官の任命およびその業務の会計監査をおこなった。ただし主要都市の収税官は国王が直接任命した。Montagut: “El Baile General...”, pp. 77-78; Blanco Domingo, Luis: *La fiscalidad regia. El Baile General de Aragón durante el reinado de Pedro IV el Ceremonioso (1336-1387)*, Zaragoza, 2009, p. 90.

80 国王収入の年間受領権の売却、国王資産の貸与、未納の国王収入の回収、無主財産および没収財産の回収、国境における輸出禁止品目の統制、国王資産目録の定期的な作成などをおこなった。Montagut: “El Baile General...”, pp. 76-81; Blanco: *La fiscalidad regia...*, pp. 90-98.

81 法廷を開き判決を下したほか、国王資産の横領を告発する刑事的機能を果たした。Montagut: “El Baile General...”, pp. 81-83; Blanco: *La fiscalidad regia...*, pp. 98-100.

82 収税長官は、アルフォンソ3世の治世およびペドロ4世治世中の1344-47年に一時的に廃止された。Carreras: “Redreç de la Reyal Casa...”, IV, p. 106; Sabaté: “Corona de Aragón”, pp. 371-373; Blanco: *La fiscalidad regia...*, p. 48.

83 Ladero Quesada, Miguel Ángel: “El ejercicio del poder real en la Corona de Aragón: Instituciones e instrumentos de gobierno (siglos XIV y XV)”, *En la España medieval*, 17, 1994, p. 66.

84 Montagut: “El Baile General...”, pp. 76 y 82.

85 Sabaté: “Corona de Aragón”, p. 375.

86 アラゴンで国王が軍事奉仕の見返りとして貴族に与えた年金。Utrilla Utrilla, Juan F.: “La nobleza aragonesa y el estado en el siglo XIII: composición, jerarquización y comportamientos políticos”, *La sociedad en Aragón y Cataluña en el reinado de Jaime I (1213-1276)*, Zaragoza, 2009, p. 206.

87 Blanco: *La fiscalidad regia...*, pp. 42 y 163; Montagut: “El Baile General...”, pp. 77-78; Sabaté: “Corona de Aragón”, p. 375.

88 Sabaté: “Corona de Aragón”, p. 375.

アラゴン連合王国の財務長官職は、1284年にシチリア王国の財務機構を模倣して導入され、バルナット・アスクリパーが初代財務長官に任命された。財務長官の職務は、王室財庫の出納管理（歳出と歳入の管理）であった⁸⁹。14世紀後半には、副財務長官（subtesorero/subtesorerer）職が設けられ、補佐役の書記官3名とともに財務局組織が制度化された⁹⁰。

1283年、財務長官職と同様に、ペドロ3世によりアラゴン連合王国に会計検査官職が導入され、会計検査官1名とその下僚からなる会計検査院が創設された⁹¹。この会計検査院はアルフォンソ3世により1288年に一旦廃止されたものの⁹²、ハイメ2世期に復活され⁹³、ペドロ4世が1344年に公布した『宮廷王令集』では中央財務機構の最高組織として位置付けられた⁹⁴。会計検査院は、会計検査官1名と会計検査官代理1名および書記官12名で構成された⁹⁵。会計検査院は財務全般に関わる監査を主な職務とし⁹⁶、厳密な監査の実現を目指して文書主義が採用され、会計報告者には会計帳簿とともに支払証や受領証などの出納証明書の提出が義務付けられた⁹⁷。また会計検査官が発行する種々の指令書や証明書などあらゆる文書の発行記録が作成され、さらに不正防止のため、会計帳簿、出納証明書、文書発行記録などをともに各役人の財務業務に関する業務調書が作成された⁹⁸。

しかしながら15世紀に入ると、会計検査官代理職が1410年にバレンシア、1416年にはサラゴサに設けられ、会計検査官の業務は各国に移管されることとなった。さらに1419年のバレンシアの身分制議会では、諸身分の求め

89 VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 150-152.

90 Sabaté: "Corona de Aragón", p. 375.

91 VanLandingham: *Transforming the State...*, pp. 144-148. シチリア王国には複数の会計検査官が存在していた。

92 Carreras: "Redreç de la Royal Casa...", IV, p. 106

93 Montagut: *El Mestre Racional...*, pp. 166-167.

94 Bofarull: CODOIN-ACA, tomo V, pp. 149-167 y 261-264; Tatjer: *La Audiencia Real...*, pp. 66-69.

95 Montagut: *El Mestre Racional...*, pp. 225-233.

96 *Ibid.*, pp. 328-340. 会計検査院に会計報告をおこなったのは、財務長官、収税長官、王印管理書記といった中央統治制度の官職者、カタルーニャの地方司法官、副地方司法官、アラゴンの都市判事（justicia）、国王資産差配官（merino）、治安維持官（sobrejuntero）といった地方国王役人、侍従長、国王家政会計官（escribano de ración/escrivá de ració）といった国王家政の官職者であった。

97 *Ibid.*, pp. 354-355.

98 *Ibid.*, pp. 383-392. バルセロナの国王文書館の1階が会計検査院専用の文書館となっており、文書の保管および業務調書の作成がおこなわれた。Sabaté: "Corona de Aragón", p. 355.

に応じてバレンシアにも固有の会計検査官を設置する旨が決定された⁹⁹。

6. むすびにかえて

本稿ではここまで、13、14世紀のアラゴン連合王国の中央統治制度の整備を、主たる先行研究に基づいて整理してきた。その結果、アラゴン連合王国の中央統治制度が、13世紀末から14世紀前半の王権によって整備される時代から14世紀末以降の各国の諸身分の圧力によって解体・分権化される時代へと移行することが確認された。中央統治制度の解体・分権化は国王の連合王国統治を一層困難にするもので、アラゴン連合王国における強権的王制の確立を妨げた要因の一つとみなすことができる。セスマやムンタグットは、中央集権的な統治制度の確立を妨げた直接的な要因として、連合王国各国間の経済的利害の対立が各国の自立性を強めたことを挙げている¹⁰⁰。またサバテーは、共通の国王を頂くとする以外の連合王国を「統合」に導く原理の不在を前提に、14世紀後半には身分制議会常設代表部が各国に設置されるなどの要因によって各国の政治的一体性が強化され、同時に、連合王国各国において独自の経済事情に合った経済政策がとられるなど各国の経済的自立性が強まり、最終的に中央統治制度はその機能を解体・分権化させていくことになったとする¹⁰¹。しかしながら、中央統治制度の解体・分権化の過程についてはまだまだ不明な点が多く、その要因についても十分な議論がなされているとは言い難い。これらの問題に関しては、さらなる研究成果を待って再検討する必要が生じるものと思われる。また13世紀末から14世紀前半には、中央統治制度の整備と並行して王権による地方統治制度の再編が企図されたことが確認されるが、これについては別稿で論じる予定である。

99 Montagut: *El Mestre Racional...*, pp. 196-215.

100 1362-63年のモンソンの合同身分制議会で、連合王国共通の臨時特別課税と経済政策が採択されたが、それはアラゴンがカタルーニャの経済的植民地化することをもたらすものだった。そのため、1364-65年のモンソンの合同身分制議会において、アラゴンの諸身分は自国の経済事情にあった臨時特別課税を採用し、税関をカタルーニャ、バレンシアとの境界に設置したとセスマは説明している。Sesma Muñoz, José Ángel: “La fijación de fronteras económicas entre los estados de la Corona de Aragón”, *Aragón en la Edad Media*, 5, 1983, pp. 141-166; “Fiscalidad de estado y comercio exterior en Aragón”, *Acta historica et archaeologica mediaevalia*, 22, 2001, pp. 459-467.

ムンタグットは、15世紀初頭のバレンシア固有の会計検査官の設置について、当時、バルセロナ市と経済的中心地の座を争っていたバレンシア市が、バルセロナ市の影響力を排除するためにとった種々の措置の一つであったとしている。当時の会計検査官を務めていたのはバルセロナ市の有力市民であった。Montagut: *El Mestre Racional...*, pp. 196-215.

101 Sabaté: “Corona de Aragón”, pp. 333-334.

<参考文献>

- Ballesteros y Álava, Pío: *Origen de la Firma de Derecho ante el Justicia de Aragón*, Madrid, 1904.
- Blanco Domingo, Luis: *La fiscalidad regia. El Baile General de Aragón durante el reinado de Pedro IV el Ceremonioso (1336-1387)*, Zaragoza, 2009.
- Bofarull y Mascaró, Próspero de (publ.): *Colección de documentos inéditos del Archivo general de la Corona de Aragón*, tomo V, Barcelona, 1850.
- Bolòs, Jordi: *Diccionari de la Catalunya medieval (ss. VI-XV)*, Barcelona, 2000.
- Carreras i Candi, Francesch: “Redreç de la Reyal Casa: ordenaments de Pere “lo Gran” e Anfós “lo Liberal” (segle XIII)”, *Boletín de la Real Academia de Buenas Letras de Barcelona*, Vol. 5, Núm. 35, 1910, pp. 97-108.
- Conde y Delgado de Molina, Rafael: “Los Archivos Reales o la memoria del poder”, *XV Congreso de Historia de la Corona de Aragón. El poder real en la Corona de Aragón : (siglos XIV-XVI)*, tomo II, Zaragoza, 1996, pp. 121-139.
- Gay, Josep M.: “La legislació de la Cort i el control de la seva observança”, *L’Avenç*, 74, 1984, pp. 68-71.
- González Antón, Luis: *Las Uniones aragonesas y las Cortes del Reino (1283-1301)*, 2 tomos, Zaragoza, 1975.
- : *Las Cortes de Aragón*, Zaragoza, 1978.
- : “Sobre “Poder y Sociedad””, *XV Congreso de Historia de la Corona de Aragón. El poder real en la Corona de Aragón : (siglos XIV-XVI)*, tomo I, Zaragoza, 1996, pp. 293-351.
- Iglesia, Aquilino: “La Constitució de 1283”, *L’Avenç*, 74, 1984, pp. 44-50.
- Ladero Quesada, Miguel Ángel: “El ejercicio del poder real en la Corona de Aragón: Instituciones e instrumentos de gobierno (siglos XIV y XV)”, *En la España medieval*, 17, 1994, pp. 31-93.
- Lalinde Abadía, Jesús: “El pactismo en los reinos de Aragón y de Valencia”, *El Pactismo en la Historia de España*, Madrid, 1980, pp. 113-139.
- López Rodríguez, Carlos: “Orígenes del Archivo de la Corona de Aragón, (en tiempos, Archivo Real de Barcelona)”, *HISPANIA. Revista Española de Historia*, Vol. 67, núm. 226, 2007, pp. 413-453.
- Montagut i Estragués, Tomàs de: “El Baile General de Cataluña (notas para su estudio)”, *Hacienda Pública Española*, 87, 1984, pp. 73-84.

- : *El Mestre Racional a la Corona d'Aragó (1283-1419)*, Vol. I, Barcelona, 1987.
- Navarro Bonilla, Diego: “Historia institucional y génesis documental: la Diputación y el Archivo del Reino de Aragón (siglos XV-XVIII)”, *Historia. Instituciones. Documentos*, 29, 2002, pp. 295-316.
- Romano, David: “Los funcionarios judíos de Pedro el Grande de Aragón”, *Boletín de la Real Academia de Buenas Letras de Barcelona*, 33, 1970, pp. 5-41.
- Sabaté i Curull, Flocel: “Corona de Aragón”, *La época medieval: administración y gobierno*, Madrid, 2003, pp. 235-458.
- : “Segona part. Catalunya Medieval”, *Història de Catalunya*, II, Barcelona, 2006.
- : “Poder i territori durant el regnat de Jaume I. Catalunya i Aragó”, *Jaume I : Commemoració del VIII centenari del naixement de Jaume I*, Vol. I, Barcelona, 2011, pp. 61-129.
- Sánchez, Manuel, Furió, Antoni y Sesma Muñoz, Ángel: “Old and New Forms of Taxation in the Crown of Aragon (13th-14th Centuries)”, *La fiscalità nell'economia europea, secc. XIII-XVIII*, Firenze (Italia), 2008, I, pp. 99-130.
- Sesma Muñoz, José Ángel: “La fijación de fronteras económicas entre los estados de la Corona de Aragón”, *Aragón en la Edad Media*, 5, 1983, pp. 141-166.
- : “Las transformaciones de la fiscalidad real en la Baja Edad Media”, *XV Congreso de Historia de la Corona de Aragón. El poder real en la Corona de Aragón : (siglos XIV-XVI)*, tomo I, Zaragoza, 1996, pp. 231-291.
- : “Fiscalidad de estado y comercio exterior en Aragón”, *Acta historica et archaeologica mediaevalia*, 22, 2001, pp. 459-467.
- Tatjer Prat, Maria Teresa: “La potestad judicial del rey. El Consejo del rey en su función de administrar justicia (s. XIII y XIV)”, *XV Congreso de Historia de la Corona de Aragón. El poder real en la Corona de Aragón : (siglos XIV-XVI)*, tomo II, Zaragoza, 1996, pp. 377-388.
- : *La Audiencia Real en la Corona de Aragón. Orígenes y primera etapa de su actuación (s. XIII y XIV)*, Barcelona, 2009.
- Trenchs, Josep: *Casa, corte y cancillería de Pedro el Grande (1276-1285)*, Roma (Italia), 1991.
- Trenchs, José, Aragó, Antonio María y Conde y Delgado de Molina, Rafael: *Folia Parisiensia. 1. Las cancelleías de la Corona de Aragón y Mallorca desde Jaime I a la muerte de Juan II*, Zaragoza, 1983.

13-14世紀のアラゴン連合王国における中央統治制度

- Utrilla Utrilla, Juan F.: “La nobleza aragonesa y el estado en el siglo XIII: composición, jerarquización y comportamientos políticos”, *La sociedad en Aragón y Cataluña en el reinado de Jaime I (1213-1276)*, Zaragoza, 2009, pp. 199-218.
- Vallet de Goytisolo, Juan: “Valor jurídico de las leyes paccionadas en el Principado de Cataluña”, *El Pactismo en la Historia de España*, Madrid, 1980, pp. 75-110.
- VanLandingham, Marta: *Transforming the State. King, Court and Political Culture in the Realms of Aragon (1213-1387)*, Leiden (The Netherlands), 2002.
- 足立孝: 「第五章 アラゴン連合王国」, 関哲行他編: 『世界歴史体系 スペイン史 1 - 古代～近世』, 山川出版社, 2008, pp. 198-247.